

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人嵐山寮（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

### (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。なお、理事長の報酬については別途定める。

#### (1) 理事

	日 額 (源泉所得税控除後)
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

#### (2) 監事

	日 額 (源泉所得税控除後)
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

#### (3) 評議員

	日 額 (源泉所得税控除後)
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

3 役員及び評議員それぞれ各年度の総額が下記を超えない範囲で支給する。

役員（理事・監事） 50万円（源泉所得税控除後）

評議員 50万円（源泉所得税控除後）

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は平成29年6月17日より施行する。  
この規程は令和元年11月2日より改定施行する。  
この規程は令和2年6月20日より改定施行する。  
この規程は令和5年4月10日より改定施行する。

## 理事長の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人嵐山寮 理事長の報酬に関する規程を定める。

(理事長)

第2条 この規程に定める報酬支給可能な理事長とは、法人の職務の時間が年間26日以上を職務を行うものであり、その職務執行の対価について支給するものとする。

(理事長報酬)

第3条 理事長の報酬は、勤務の状況及び事業業績を勘案し、次の通り支給する。

- 1 1日の勤務時間は2時間以上とする。1日の勤務時間が2時間未満の場合は報酬額を1/2とする。
- 2 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている場合は、報酬は支給しない。

	報酬（日額）
理事長	25,000円

(手当)

第4条 通勤手当については実費支給とする。その他の手当等は原則なしとする。

(費用)

第5条 研修等の支給については就業規則等に定める施設長職と同等とする。

(退職金)

第6条 退職金は支給しない。

(報酬の支払い方法)

第7条 報酬の支払い日及び支払い方法については給与規程に準ずる。ただし、報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び昼食代等を控除し支給する。

(その他)

第8条 福利厚生、災害補償等については、就業規則に準ずる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の承認を受けて行う。

#### 附則

この規程は平成22年4月1日より施行する。

この規程は平成25年9月1日より改訂施行する。

この規程は平成29年6月17日より改訂施行する。

この規定は令和元年11月2日より改訂施行する。